

電気通信大学量子科学研究センター規程

制定 平成27年3月26日規程第87号
最終改正 令和5年1月11日規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学量子科学研究センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の光科学及び物理学分野（量子科学分野）における研究力の強化及びそれを基盤として構築する国内外の基幹的教育研究機関との国際的学際的教育研究環境のもと自らの発想をもって未踏の領域を切り拓くための考える力と行動力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、次の各号に定める職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授又は准教授
- (3) その他の職員

2 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。

3 前2項に掲げる者のほか、本学の専任の教授、准教授、講師及び助教のうち、センターにおいて、センター専任と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。

4 前3項に掲げる者のほか、非常勤の研究員等必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第5条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名することができる。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第6条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、量子科学研究センター運営委

員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月31日規程第159号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年4月28日規程第8号）

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 （令和5年1月11日規程第82号）

1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。

2 電気通信大学量子科学研究センター長選考規程は、廃止する。